

改正

平成22年3月29日告示第53号

平成23年3月23日告示第24号

佐久市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見及びその適切な保護を図るため、法第25条の2第1項の規定に基づき、佐久市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌業務)

**第2条** 協議会は、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- (1) 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）に関する情報の交換並びに関係機関等との連携及び協力に関すること。
- (2) 児童虐待に関する広報及び啓発活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(協力の要請)

**第3条** 協議会は、業務を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、調査又は支援の実施その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

**第4条** 協議会は、佐久市保健福祉審議会条例（平成17年佐久市条例第245号）第3条第2号各号に掲げる関係機関、関係団体及び関係者並びに佐久市及び佐久市教育委員会の機関（以下「構成機関等」という。）をもって構成し、委員は、構成機関等の代表者等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ佐久市保健福祉審議会条例第5条第1項に規定する佐久市保健福祉審議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議とする。

(代表者会議)

**第7条** 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童とその支援に関するシステム全体に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の設置の目的を達成するために必要な事項
- 2 代表者会議は、協議会の委員をもって組織する。
  - 3 代表者会議は、1年につき2回会長が招集し、会長がその議長となる。

(実務者会議)

**第8条** 実務者会議は、要保護児童の保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定例的な情報の交換及び個別ケース会議等で問題となった事項で更に検討を必要とする事項
  - (2) 要保護児童の実態の把握及び支援を行っているケースの総合的な把握に関する事項
  - (3) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関する事項
  - (4) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関する事項
- 2 実務者会議は、佐久市保健福祉審議会条例第7条第1項第1号に規定する児童福祉部会に属する委員及び要保護児童対策調整機関（法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関をいう。）

以下同じ。)が指定する構成機関等の職員等をもって組織する。

3 実務者会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、要保護児童対策調整機関がこれを主宰する。

(個別ケース会議)

**第9条** 個別ケース会議は、個別の要保護児童に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童の状況の把握及び問題点の確認に関する事項
- (2) 個別の支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関する事項
- (3) 個別の援助方針の確立及び役割分担の決定並びにその共有に関する事項
- (4) 個別の要保護児童を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関する事項
- (5) 個別の要保護児童に係る援助及び支援計画の検討に関する事項

2 個別ケース会議は、要保護児童対策調整機関が個別の事例に応じて指定する構成機関等の担当職員等をもって組織する。

3 個別ケース会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、要保護児童対策調整機関がこれを主宰する。

(要保護児童対策調整機関の指定)

**第10条** 法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、福祉部子育て支援課を指定する。

(守秘義務)

**第11条** 協議会、代表者会議、実務者会議又は個別ケース会議を構成する者又はその職にあった者は、協議会の職務に関し知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

**第12条** 協議会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則** (平成22年3月29日告示第53号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月23日告示第24号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。